



監査結果報告書

宝 監 第 1 5 4 号

令和5年(2023年)12月20日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久

同 小 川 克 弘

同 村 松 あんな

令和5年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

宝塚市土地開発公社

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会

株式会社 l i n k w o r k s

宝塚市国際観光協会

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

なお、監査委員和田和久は令和5年12月14日付けで選任されており、監査については、徳田逸男、小川克弘及び村松あんなが執行したことを申し添えます。

宝塚市土地開発公社

第1 監査等の種類

出資団体監査及び財政援助団体監査

第2 監査等の対象

宝塚市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）における主に令和4年度の市の出資金、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

1	資本金の額	5,000,000 円
	市の出資額	5,000,000 円
	出資比率	100.0%
2	事業資金に係る債務保証	5,400,000,000 円
3	宝塚市土地開発公社利子補給金	3,321,078 円
4	基金からの貸付金	1,500,000,000 円

第3 監査等の期間

事務局監査 令和5年10月 2日から令和5年11月29日まで

監査委員監査 令和5年11月29日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、土地開発公社が設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経理処理は適切かどうか、また、土地開発公社に対して貸し付けた貸付金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

土地開発公社は、設立目的に沿って運営され、財政的援助を含む出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 土地開発公社の事業概要

1 目的及び事業

土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とし、次の事業を行っています。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

カ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) (1) 及び (2) の業務に附帯する業務を行うこと。

(4) (1) 及び (2) 並びに (3) の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

ア (1) の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は (2) の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

イ 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

2 市との関係

(1) 市出資額

5,000,000 円 (100.0%)

(2) 役員の兼務等

理事長（市理事）

副理事長（市技監）

常務理事（市総務部長）

理事（市企画経営部長、市経営改革推進担当部長、市都市安全部長、市都市整備部長、市上下水道局長及び市総務部行政管理室長）

監事（市教育委員会管理部長及び市会計管理者）

※役員は宝塚市長が任命し、理事長は理事の互選により決定する。

3 経営状況

令和元年度から令和4年度までの比較損益計算書及び比較貸借対照表は、次表のとおりです。

比較損益計算書

(単位 円、%)				
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収益 ①	63,810,177	140,678,999	291,386,184	262,662,587
公有地取得事業収益	48,319,832	125,148,357	273,975,938	245,119,672
特定土地売却収益	0	0	0	0
附帯等事業収益	15,490,345	15,530,642	17,410,246	17,542,915
事業原価 ②	47,141,300	122,095,960	267,293,599	239,141,145
公有地取得事業原価	47,141,300	122,095,960	267,293,599	239,141,145
特定土地売却原価	0	0	0	0
事業総利益(損失) ③				
③=①-②	16,668,877	18,583,039	24,092,585	23,521,442
販売費及び一般管理費 ④	4,508,653	4,780,853	5,560,416	5,959,399
販売費及び一般管理費	4,508,653	4,780,853	5,560,416	5,959,399
事業利益(損失) ⑤				
⑤=③-④	12,160,224	13,802,186	18,532,169	17,562,043
事業外収益 ⑥	3,035,865	2,416,376	2,467,505	3,352,166
受取利息	2,880	1,979	1,067	916
雑収益	3,032,985	2,414,397	2,466,438	3,351,250
事業外費用 ⑦	3,001,575	2,400,465	2,452,476	3,321,078
支払利息	3,001,575	2,400,465	2,452,476	3,321,078
経常利益(損失) ⑧				
⑧=⑤+⑥-⑦	12,194,514	13,818,097	18,547,198	17,593,131
特別利益 ⑨	0	0	0	0
特別損失 ⑩	0	0	118,663,572	0
当期純利益(損失) ⑪				
⑪=⑧+⑨-⑩	12,194,514	13,818,097	△ 100,116,374	17,593,131

比較貸借対照表

(単位 円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	2,978,736,113	3,111,641,957	3,613,185,329	4,027,372,299
現金及び預金	77,302,326	43,843,150	80,803,821	480,535,796
未収金	0	0	0	186,266,684
事業未収金	0	0	0	186,266,684
未収収益	3,001,575	2,400,465	2,452,476	3,334,312
公有地取得事業	2,811,721,106	2,978,687,236	3,410,667,926	3,237,974,401
公有用地	2,732,668,046	2,899,634,176	3,331,614,866	3,158,921,341
特定用地	0	0	0	0
代替用地	79,053,060	79,053,060	79,053,060	79,053,060
土地造成事業	86,711,106	86,711,106	86,711,106	86,711,106
完成土地等	86,711,106	86,711,106	86,711,106	86,711,106
特定土地	0	0	32,550,000	32,550,000
固定資産	0	0	0	0
投資その他の資産	0	0	0	0
長期定期預金	0	0	0	0
長期未収金	0	0	0	0
資産合計	2,978,736,113	3,111,641,957	3,613,185,329	4,027,372,299
流動負債	2,492,779,783	2,610,113,530	3,211,635,276	3,608,209,115
短期借入金	2,380,000,000	2,480,000,000	2,520,000,000	3,380,000,000
未払金	108,478,991	125,713,893	687,152,006	223,721,309
事業未払金	108,417,170	125,602,330	686,996,651	223,106,611
その他未払金	61,821	111,563	155,355	614,698
未払費用	122,482	141,528	177,896	174,872
前受収益	4,004,500	4,157,500	4,157,500	4,157,500
預り金	173,810	100,609	147,874	155,434
固定負債	8,756,000	10,510,000	10,648,000	10,668,000
長期借入金	0	0	0	0
長期未払金	0	0	0	0
預り保証金	8,756,000	10,510,000	10,648,000	10,668,000
負債合計	2,501,535,783	2,620,623,530	3,222,283,276	3,618,877,115
資本金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
基本財産	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
準備金	472,200,330	486,018,427	385,902,053	403,495,184
前期繰越準備金	460,005,816	472,200,330	486,018,427	385,902,053
当期純利益	12,194,514	13,818,097	△ 100,116,374	17,593,131
資本合計	477,200,330	491,018,427	390,902,053	408,495,184
負債・資本合計	2,978,736,113	3,111,641,957	3,613,185,329	4,027,372,299

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社

第1 監査等の種類

出資団体監査

第2 監査等の対象

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（以下「保健福祉サービス公社」という。）における主に令和4年度の市の出資金に係る出納その他の事務の執行

資本金の額 300,000,000 円

市の出資額 300,000,000 円

出資比率 100.0%

第3 監査等の期間

事務局監査 令和5年10月 2日から令和5年11月29日まで

監査委員監査 令和5年11月29日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、保健福祉サービス公社が設立目的に沿って運営されているか、経営成績及び財務状況は良好か、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経理処理は適切かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

保健福祉サービス公社は、設立目的に沿って運営され、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 経営状況等について

本市では、平成7年2月に財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（平成25年4月から一般財団法人に移行）を設立するため、現金3億円を出資しています。保健福祉サービス公社では、このうち2億円を基本財産、1億円を特定資産として管理してきましたが、令和2年度に特定資産1億円の取崩しを行っています。取崩しの要因について確認したところ、「令和2年度に実施した介護老人保健施設ステップハウス宝塚の大規模空調修繕工事期間中におけるベッド稼働率の低下及び新型コロナウイルス感染症の影響による事業収益の大幅な減収により、特定資産1億円を取り崩し、事業運営資金に充当させた。」旨の説明を受けました。なお、令和4年度の損益は3,004万円の黒字決算となったことにより、1,000万円の積戻しが行われています。

令和2年度から令和4年度の特定資産のうち、積立資産の推移は次表のとおりです。

(単位 円)

	能力開発積立	減価償却積立	修繕積立	合計	備考
令和2年4月1日	10,000,000	40,000,000	50,000,000	100,000,000	
令和2年6月29日	△ 10,000,000	△ 40,000,000		50,000,000	取崩し
令和3年2月28日			△ 50,000,000	0	取崩し
令和5年3月28日			10,000,000	10,000,000	積戻し

今後の積戻しの方向性については、「黒字額の約3分の1を積み戻していく。この考え方については市の理解も得られている。」旨の説明を受けました。しかしながら、出資金の原資は市民の税金であることや今後も継続的に黒字決算を見込むことが不確定なこと、今後の突発的な経営環境の変化などの不測の事態に備えるためにも、黒字額の一定割合を積み戻すだけでなく、損益状況に関係なく計画的に積み戻していく必要があると考えます。できるだけ早期に積戻しが完了するよう毎年度積み戻すことを前提とした収支計画を定め、それに基づいた事業運営に取り組んでください。

2 施設修繕の責任分担について

介護老人保健施設ステップハウス宝塚（以下「ステップハウス宝塚」という。）及び池ノ島デイサービスセンター（以下「池ノ島デイ」という。）の土地・建物は、市と保健福祉サービス公社の間に使用貸借契約が結ばれており、市から保健福祉サービス公社に無償貸与されています。

施設修繕に係る市と保健福祉サービス公社の負担区分については、平成27年度及び

令和元年度の財政援助団体等監査においても負担区分が曖昧である旨の意見をしてきたところですが、令和4年4月締結のステップハウス宝塚の建物使用貸借契約書及び令和3年4月締結の池ノ島デイの建物使用貸借契約書の修繕負担区分については、市は次に掲げる費用を負担するものとし、保健福祉サービス公社は当該費用を除く使用貸借物件の維持管理に要する費用を負担することとされています。

費用負担の内訳は、次表のとおりです。

ステップハウス宝塚	池ノ島デイ
主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。）の一種以上について行う過半の修繕に係る費用	
電気、ガス、給排水及び空調に係る設備の新設又は過半の修繕に係る費用	給排水設備全部更新工事に係る費用
エレベーターの全部更新工事又は制御盤の修繕（小規模な修繕を除く。）を含む工事に係る費用	耐震補強工事に係る費用
耐震補強工事に係る費用	

平成29年4月締結のステップハウス宝塚の建物使用貸借契約書における修繕負担区分は、「乙（保健福祉サービス公社）は、使用貸借物件の維持管理に要する光熱水費、通信費、修繕費等を負担するものとする。ただし、大規模修繕については、原則甲（市）において負担するものとする。」とされており、それ以降の契約では具体的な記載となっていないものの、修繕負担区分が明確であると言えるのか疑問が残ります。

修繕負担区分の明確性及び妥当性について所管課に確認したところ、「部位別に過半であるか判断できるため、市及び保健福祉サービス公社の間で判断が相違する可能性は低く、妥当なものであると考えている。」旨の説明を受けました。一方で、保健福祉サービス公社からは「雨漏りの原因究明等、どちらの責任で修繕すべきか判断が困難な場合や緊急を要する修繕の場合であって市が予算措置をしていない場合、施設運営を継続していくため修繕は負担区分にかかわらず保健福祉サービス公社が費用負担することとなり、事業運営に大きな支障となると考えている。」旨の説明を受けました。

修繕負担区分については、令和元年度財政援助団体等監査においても、金額等の要素も含めてより明確なものとするよう意見しています。改めて市と保健福祉サービス公社で協議を行い、金額等による客観的な基準に基づいた修繕負担区分の設定について検討してください。また、本来市の負担で実施すべき修繕について、予算措置ができていないことを理由に保健福祉サービス公社が修繕費用を負担した場合における事後の財政支援について、可能な方法がないか検討してください。

3 池ノ島デイの建物譲与について

市から保健福祉サービス公社に無償貸与されている池ノ島デイの土地・建物については、令和元年7月に策定された宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針（以下「最適化方針」という。）において、令和9年度までに保健福祉サービス公社に建物を譲与し、土地は引き続き貸与するとの方向性が示されています。

最適化方針に基づく取組状況について所管課に確認したところ、「保健福祉サービス公社と意見交換を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健福祉サービス公社の経営状況が悪化したことで協議を進めることが困難な状況が続いていた。令和4年度の収支が黒字となったこと、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこと等を踏まえ、再度、取組を進めていく。」旨の説明を受けました。一方、保健福祉サービス公社からは「池ノ島デイは市営住宅の1階部分であり、市所有の建物と一体的な構造となっていることから、共用部分の維持管理に課題があり、建物の譲与を受けることは考えられない。」旨の説明を受けました。

所管課においては、最適化方針で示された令和9年度までに取組が完了できるよう、市営住宅を所管する住まい政策課とも連携し、建物譲与に伴う課題解決に向けて、保健福祉サービス公社との協議を進めてください。

第7 保健福祉サービス公社の事業概要

1 目的

高齢者、障害者、勤労者等（以下「高齢者等」という。）に対する保健福祉サービスに関する調査研究、相談、情報提供等を行うとともに、宝塚市、宝塚市社会福祉協議会等との連携を図りつつ、市民の参加と協力を得て、高齢者等に対して総合的な保健福祉サービス及び育児支援サービスを提供することにより、宝塚市における心豊かな福祉コミュニティの形成に寄与することを目的としています。

2 事業

- (1) 高齢者等に対する保健福祉サービスに関する調査研究
- (2) 高齢者等に対する保健福祉サービスに関する知識の普及啓発
- (3) 介護員及び市民に対する介護技術等の研修
- (4) 高齢者等に対する保健福祉サービス及び高齢者等の生活に関する相談並びに情報提供
- (5) 訪問看護事業
- (6) 介護老人保健施設事業
- (7) 居宅介護支援事業
- (8) 訪問介護事業
- (9) 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業
- (10) 訪問リハビリテーション事業
- (11) 通所介護事業
- (12) 通所リハビリテーション事業
- (13) 短期入所療養介護事業
- (14) 指定特定相談支援事業
- (15) 指定障害児相談支援事業
- (16) 指定一般相談支援事業
- (17) 宝塚市からの高齢者等に対する保健福祉サービスに関する事業の受託
- (18) 高齢者等に対する有償保健福祉サービスの提供
- (19) 宝塚市からのファミリーサポートセンター事業の受託
- (20) その他公社の目的を達成するために必要な事業

3 市との関係

- (1) 市出資額

300,000,000 円 (100.0%)

(2) 役員の兼務等

理事長 (元市職員)

副理事長兼常務理事 (元市職員)

理事 (市立病院病院長)

理事 (元市職員)

監事 (市営長尾山霊園管理事務所長)

評議員 (市健康福祉部長)

評議員 (元市職員)

評議員 (元市職員)

4 経営状況

令和元年度から令和4年度までの比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、次表のとおりです。

比較正味財産増減計算書

(単位 円)

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	75,399	39,187	5,134	4,000
基本財産受取利息	75,399	39,187	5,134	4,000
特定資産運用益	35,601	9,818	0	1
特定資産受取利息	35,601	9,818	0	1
受取会費	547,200	343,800	363,000	375,300
事業収益	1,170,984,606	1,047,980,893	1,106,202,103	1,168,846,684
受取補助金等	2,509,559	19,345,230	1,217,938	20,587,467
受取助成金	250,000	17,357,568	100,000	0
受取補助金	1,066,250	1,361,250	892,000	19,486,415
受取補助金等振替額	1,193,309	626,412	225,935	1,101,052
受取寄附金	51,000	16,000	6,000	0
雑収益	5,395,697	20,852,970	13,079,381	14,304,520
経常収益計	1,179,599,062	1,088,587,898	1,120,873,556	1,204,117,972
(2) 経常費用				
事業費	1,161,458,668	1,133,378,149	1,116,515,606	1,160,995,103
役員報酬	4,704,480	4,839,480	4,299,480	4,502,340
給料手当	475,897,805	470,648,521	469,519,675	489,384,574
臨時雇賃金	253,173,944	234,680,889	217,897,461	217,563,187
法定福利費	112,263,569	110,546,063	107,174,684	112,595,420
賞与引当金繰入額	41,828,665	49,805,070	49,161,995	52,601,580
退職給付費用	32,097,660	25,419,230	33,714,655	34,253,046
福利厚生費	3,382,415	3,088,971	2,727,813	2,723,904
職員被服費	385,264	271,110	325,688	382,965
旅費交通費	537,445	278,085	289,055	333,180
通信運搬費	947,073	10,634,260	11,108,990	10,924,765
減価償却費	16,767,738	17,780,912	18,587,018	21,347,709
消耗品費	15,710,673	20,634,329	15,940,566	19,507,511
医薬品費	4,401,525	3,369,047	4,373,775	4,629,610
食糧費	1,697,169	2,043,615	2,731,778	3,236,542
修繕費	3,396,558	7,059,678	3,446,387	4,513,030
印刷製本費	850,707	586,529	735,317	479,325
燃料費	3,983,302	3,589,682	4,307,506	4,395,713
光熱水料費	36,821,067	31,896,273	35,812,481	45,126,336
賃借料	29,982,296	28,885,171	23,733,753	20,431,689
保険料	3,304,417	3,349,730	2,897,518	2,888,753
支払負担金	54,000	56,000	77,000	55,000
諸謝金	2,552,457	6,011,171	6,722,961	7,087,570
租税公課	6,449,899	5,926,959	6,660,417	6,891,636
報償費	165,000	0	44,600	175,000
委託費	96,296,383	87,139,636	89,154,463	89,465,455
会議費	53,165	0	0	6,467
地域交流費	166,088	195,045	95,134	182,446
研修費	1,085,385	670,310	816,880	832,165
諸会費	812,735	800,870	790,870	788,800
手数料	276,699	2,587,092	2,390,026	2,667,927
支払利息	34,628	534,653	958,540	846,117
雑費	55,227	49,768	19,120	175,341

管理費	14,833,172	18,039,377	15,422,221	11,443,831
役員報酬	629,720	837,320	905,720	563,760
給料手当	3,742,661	4,450,595	3,215,588	3,255,972
臨時雇賃金	289,495	174,955	0	0
法定福利費	750,879	909,382	657,537	526,364
賞与引当金繰入額	292,935	497,630	343,505	306,620
退職給付費用	245,241	241,628	262,835	248,644
福利厚生費	34,832	35,947	29,269	26,702
採用費	4,730,343	2,439,049	5,862,450	2,586,177
職員被服費	9,933	425	352	0
旅費交通費	4,335	585	1,115	550
通信運搬費	35,385	38,525	48,507	45,191
減価償却費	84,231	122,942	138,083	158,749
消耗品費	165,132	440,668	183,880	58,642
修繕費	705,177	3,892,568	1,476,600	1,353,152
印刷製本費	34,552	19,030	15,655	13,256
燃料費	2,060	1,007	1,265	1,294
光熱水料費	48,000	48,613	48,000	48,282
賃借料	102,929	1,678,291	110,605	90,967
保険料	157,917	159,195	159,876	161,324
諸謝金	582,291	706,100	760,465	837,886
租税公課	74,098	108,216	100,716	84,834
委託費	1,019,127	719,083	654,425	655,282
研修費	116,264	146,100	254,700	274,880
諸会費	11,305	11,430	11,430	11,200
手数料	287,976	355,382	136,785	118,556
支払利息	5,751	4,711	19,973	15,547
雑費	670,603	0	22,885	0
経常費用計	1,176,291,840	1,151,417,526	1,131,937,827	1,172,438,934
当期経常増減額	3,307,222	△ 62,829,628	△ 11,064,271	31,679,038
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	58,153	606,887	33,709	446,549
経常外費用計	58,153	606,887	33,709	446,549
当期経常外増減額	△ 58,153	△ 606,887	△ 33,709	△ 446,549
税引前当期一般正味財産増減額	3,249,069	△ 63,436,515	△ 11,097,980	31,232,489
法人税、住民税及び事業税	280,500	1,707,500	82,000	82,000
当期一般正味財産増減額	2,968,569	△ 65,144,015	△ 11,179,980	31,150,489
一般正味財産期首残高	273,028,802	275,997,371	210,853,356	199,673,376
一般正味財産期末残高	275,997,371	210,853,356	199,673,376	230,823,865
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取補助金	0	0	5,271,000	0
一般正味財産への振替額	△ 1,193,309	△ 626,412	△ 225,938	△ 1,101,052
当期指定正味財産増減額	△ 1,193,309	△ 626,412	5,045,062	△ 1,101,052
指定正味財産期首残高	201,858,250	200,664,941	200,038,529	205,083,591
指定正味財産期末残高	200,664,941	200,038,529	205,083,591	203,982,539
III 正味財産期末残高	476,662,312	410,891,885	404,756,967	434,806,404

比較貸借対照表

(単位 円)

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	75,553,758	115,724,280	95,524,239	116,305,450
未収金	168,241,088	161,477,346	165,789,797	171,259,367
未収収益	22,202	4,808	1,341	1,342
前払金	583,080	353,000	349,300	319,800
前払費用	2,757,832	2,692,233	2,230,757	3,342,255
立替金	158,964	139,505	47,980	840,358
流動資産合計	247,316,924	280,391,172	263,943,414	292,068,572
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
基本財産合計	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
(2) 特定資産				
能力開発積立資産	10,000,000	0	0	0
減価償却積立資産	40,000,000	0	0	0
修繕積立資産	50,000,000	0	0	10,000,000
建物附属設備	0	0	4,147,651	3,725,856
車両運搬具	2	2	2	2
什器備品	261,715	38,527	3,396,288	2,717,031
ソフトウェア	403,224	0	0	0
特定資産合計	100,664,941	38,529	7,543,941	16,442,889
(3) その他固定資産				
建物	2,679,270	2,481,551	2,283,832	2,095,564
建物附属設備	28,719,779	40,857,565	37,467,019	35,125,950
構築物	5,604,316	2,983,402	1,355,831	420,421
車両運搬具	10,373,852	12,112,371	8,884,539	5,656,706
什器備品	12,667,215	25,769,652	27,556,338	29,411,714
ソフトウェア	1,359,232	1,002,769	700,549	880,163
敷金	313,000	13,000	0	0
保証金	500,000	500,000	500,000	500,000
出資金	100,000	100,000	100,000	100,000
その他固定資産合計	62,316,664	85,820,310	78,848,108	74,190,518
固定資産合計	362,981,605	285,858,839	286,392,049	290,633,407
資産合計	610,298,529	566,250,011	550,335,463	582,701,979
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	51,239,662	54,616,303	45,857,122	47,975,081
未払法人税	82,000	82,000	82,000	82,000
未払消費税	0	1,008,600	2,118,000	2,262,500
未払費用	17,675,756	11,971,409	12,162,925	12,792,866
預り金	6,329,172	5,851,285	5,632,949	6,406,548
賞与引当金	42,121,600	50,302,700	49,505,500	52,908,200
1年内返済予定リース債務	4,610,184	8,530,690	8,465,698	9,302,079
流動負債合計	122,058,374	132,362,987	123,824,194	131,729,274
2 固定負債				
リース債務	11,577,843	22,995,139	21,754,302	16,166,301
固定負債合計	11,577,843	22,995,139	21,754,302	16,166,301
負債合計	133,636,217	155,358,126	145,578,496	147,895,575
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
定期預金	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
建物附属設備	0	0	2,805,701	2,383,906
車両運搬具	2	2	2	2
什器備品	261,715	38,527	2,277,888	1,598,631
ソフトウェア	403,224	0	0	0
指定正味財産合計	200,664,941	200,038,529	205,083,591	203,982,539
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(200,000,000)	(200,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(664,914)	(38,529)	(5,083,591)	(3,982,539)
2 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	275,997,371	210,853,356	199,673,376	230,823,865
(うち特定資産への充当額)	(100,000,000)	0	2,460,350	12,460,350
正味財産合計	476,662,312	410,891,885	404,756,967	434,806,404
負債及び正味財産合計	610,298,529	566,250,011	550,335,463	582,701,979

特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会

第1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査等の対象

宝塚市立国際・文化センター（以下「国文センター」という。）の指定管理者、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）における主に令和4年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第3 監査等の期間

事務局監査 令和5年10月 2日から令和5年11月30日まで

監査委員監査 令和5年11月30日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 国際交流事業について

国文センターの管理運営に関する令和4年度協定書第3条において、国際交流活動の実施に関する指定事業として、(1)地域の国際化及び国際協力の推進に関する事業、(2)市民及び外国人市民との交流及び生活相談等に関する事業、(3)国際姉妹都市等との交流・協力に関する事業、(4)情報発信及び啓発に関する事業、(5)学習、鑑賞及び体験等の教育研修に関する事業を行わなければならないとされていますが、(3)については、オーガスタ・リッチモンド郡との姉妹都市提携30周年、ウィーン市第九区との姉妹都市提携25周年であった令和元年度に実施された交流事業が最後となりました。

実施されていない理由について所管課に確認したところ、「令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念から、令和2年度及び令和3年度は事業を自粛し、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されるまで交流事業は控えてきたが、事業自体を絶やすことのないよう心掛けている。」旨の説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症の影響により人的な交流事業が実施できなかったことは一定理解できます。一方で、国文センター条例第18条第1項の規定により、「市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。」とされており、国際交流協会が指定管理者に指定されています。国際交流協会は市民に対して、ボランティア精神を基盤として国際交流及び国際協力に関する事業を行い、異文化相互理解の深化と地域の国際化を図り、もって地域社会の安定と繁栄に寄与することを目的として設立された団体であることから、国際交流関係の事業についてより積極的に行っていただく必要があるのではないかと考えます。

指定管理者である国際交流協会の特性を生かし、周年事業だけではなく、1年を通じて国文センターが市民の国際交流の場となるよう指導してください。

第 7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

- (1) 指定管理期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (2) 指定管理料 令和 4 年度 41,470,000 円

2 指定管理施設の概要

- (1) 名 称 宝塚市立国際・文化センター
- (2) 所 在 地 宝塚市南口 2 丁目 1 4 番 1 - 3 号
- (3) 施 設
 - ギャラリー 1 約 50.60 m²
 - ギャラリー 2 約 84.30 m²
 - ギャラリー 3 約 66.90 m²
 - 会議室 1 約 57.00 m²
 - 会議室 2 約 53.00 m²
 - ホール 約 64.60 m²
 - その他 約 595.75 m²

3 施設設置の目的

市民の国際交流活動の促進及び芸術文化の向上を図る施設として、国文センターを設置する。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 市民の国際理解を深める諸事業に関すること
- (2) 宝塚市に在住する外国人に対する支援に関すること
- (3) 国際交流ボランティア活動団体の活動の場の提供に関すること
- (4) 国際交流に関する情報の発信に関すること
- (5) 優れた生活文化に触れる場の提供に関すること
- (6) 芸術文化の創作及び発表の場の提供に関すること
- (7) 芸術文化に関する情報の発信に関すること
- (8) 利用許可に関する業務
- (9) 利用料金の徴収に関する業務
- (10) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (11) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要があると認める業務

第8 国際交流協会の概要

1 目的及び事業

国際交流協会は、宝塚市民に対して、ボランティア精神を基盤として国際交流と国際協力に関する事業を行い、異文化相互理解の深化と地域の国際化を図り、もって地域社会の安定と繁栄に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行っています。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

2 市との関係

(1) 市出資額

該当なし

(2) 役員の兼務等

該当なし

株式会社 l i n k w o r k s

第 1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査

第 2 監査等の対象

宝塚市立温泉利用施設の指定管理者、株式会社 l i n k w o r k s（以下「会社」という。）における主に令和 4 年度の公の施設の管理運営及び市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

・物価高騰等対策指定管理者継続支援金 9,500,000 円

第 3 監査等の期間

事務局監査 令和 5 年 1 0 月 2 日から令和 5 年 1 1 月 2 9 日まで

監査委員監査 令和 5 年 1 1 月 2 9 日

第 4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、また、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第 5 監査等の結果

公の施設の管理運営及び財政的援助に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

なお、第 6 で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 宝塚市立温泉利用施設の管理に関する基本協定書等の履行について

宝塚市立温泉利用施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第30条第1項において「乙は、利用者の意見、要望等を把握し、これらを業務に反映させるため、利用者等を対象として業務の実施状況についてのアンケート調査を実施するものとする。」とあり、乙である指定管理者がアンケート調査を実施することとなっています。また、同条第2項においては「乙は、集計したアンケート調査の結果及び当該結果についての乙の分析、評価等を記載したアンケート調査結果報告書を甲に提出するものとする。」とされており、指定管理者がアンケート調査を集計及び分析、評価等した上で、甲である市に提出することとなっています。これらの履行状況について確認したところ、アンケート調査結果報告書の提出がありませんでした。所管課からは「利用者からの意見等は、毎月実施している定例会において口頭で報告を受けているが、それがアンケートによるものかどうかの区別はできていない。」旨の説明を受けており、基本協定書の内容が適正に履行されていないと考えます。所管課においては基本協定書を遵守するよう指導してください。

なお、指定管理者が実施したアンケート調査の「ご意見」欄を確認すると、苦情、要望等と考えられるものが多く見られました。基本協定書第19条に「乙は、施設の利用者等から苦情、要望等の申出があったときは、迅速かつ適切に応じなければならない。また、その対処について、速やかにその旨を甲に報告するものとする。」とあることから、アンケート調査によるものであるとはいえ、これらは苦情、要望等に該当すると考えられますので、市は対処について報告を受ける必要があるとともに、指定管理者の対処が適切であったかを確認、指導等すべきであることにも留意しておく必要があります。市ではアンケートの内容を活用した事例がないとのことですが、アンケートは活用されなければ意味を成しません。当該温泉利用施設は公の施設であり、その管理が適正に行われているかを市が確認する立場にあるという意味においても、アンケートは重要と考えますので、アンケート調査に基づく苦情、要望等の把握に努めてください。

さらに、基本協定書第7条第2項で業務の細目として定められている「宝塚市立温泉利用施設指定管理者が行う業務の概要」において「指定管理者は、入館者数、売上額及び支払額等営業報告書を毎月宝塚市に報告し、会計年度終了後、60日以内に事業報告を行うこと。」とありますが、支払額の報告が毎月の営業報告書の中には含まれておらず、事業報告書において報告を受けていました。これも基本協定書の履行がされていない事

項の一つですが、そもそも、支払額を毎月の報告で求める必要があるのかも含めて整理すべきではないかと考えます。所管課においては、基本協定書等に記載された内容が履行されているかを再点検した上で、温泉利用施設が適正に管理されるよう指導してください。

第 7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間

ア 平成 27 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで

イ 令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

(2) 指定管理料 令和 4 年度 0 円 (※利用料金制を採用)

※利用料金制とは、本来市に納付されるべき利用料金を指定管理者が代わって収受し、その施設の運営に係る必要経費に充当させる制度です。

2 指定管理施設の概要

(1) 名 称 宝塚市立温泉利用施設

(2) 所 在 地 宝塚市湯本町 9 番 33 号

(3) 構 造 鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階建

(4) 床 面 積 施設部分 約 2,629 m²

駐車場部分 約 535 m²

※機械式駐車場は、経年劣化により安全面が確保できないことから、現在無期限で使用を停止中です。

(5) 利用料金

入浴料

種別	料金
一般女性	1,040円
一般男性	840円
高齢者(65歳以上)	730円
障がい者	730円
小学生	530円
未就学児	無料

価格表記は全て税込です。

3 施設設置の目的

市民の健康増進及び交流並びに観光誘客を図る施設として、宝塚市立温泉利用施設を設置する。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 宝塚市立温泉利用施設条例第3条に規定する事業（下記ア、イ）を遂行する業務
ア 浴場業（公衆浴場法第1条第2項に規定する浴場業をいう。）
イ アのほか、宝塚市立温泉利用施設条例第1条に規定する目的（上記3）を達成するために必要な事業
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (4) (1) から (3) までのほか、温泉利用施設の管理に関して市長が必要と認める業務

第8 会社の概要

1 名称等

- (1) 名称 株式会社 l i n k w o r k s
- (2) 所在地 神戸市中央区京町79番地 日本ビルディング704
- (3) 設立日 平成16年（2004年）4月12日
- (4) 資本金の額 16,000,000 円

2 目的及び事業

会社は、次の事業を営むことを目的としています。

- (1) スポーツ施設、遊技場施設及び宿泊施設の経営
- (2) スポーツ教室、文化教室、学習塾の経営
- (3) スポーツ、文化等に関する情報の提供サービス業
- (4) コンピューターを媒体とした健康に関連する情報提供事業の企画、運営
- (5) 電子計算機のプログラムの開発、製作及び販売並びに賃貸
- (6) 電子計算機による情報処理、情報提供に関する業務並びに各種計算業務の受託
- (7) レストラン、飲食店、喫茶店の経営
- (8) 各種スポーツ指導者の養成及び斡旋
- (9) 一般労働者派遣業
- (10) 旅行業
- (11) 各種スポーツの催し物、コンサート、映画・ビデオ・絵画の鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、室内外講習会、慶事・催事の会食会及びスポーツツアーの企画、運営、斡旋

- (12) 広告宣伝の企画、展示、装飾及び会員情報誌の発行
- (13) 一般雑誌、書籍の編集及び出版
- (14) ディスクレコード、ミュージックテープ等の音の媒体物の企画、製作、配給、販売及び輸出入
- (15) 映画、ビデオレコード、ビデオテープ等映像の媒体物の企画、製作、配給、販売及び輸出入
- (16) 旅客自動車運送業、美容業及び損害保険代理業
- (17) 不動産の売買、仲介及び不動産賃貸業
- (18) 建物のデザイン、設計、施工及び建築資材の売買
- (19) 室内装飾品の企画、販売並びに輸出入
- (20) 造園設計、施工及び造園資材の売買
- (21) 総合リース事業及び金融業
- (22) 運動具、遊戯具及びスポーツ機具、遊戯機器の製造、販売及び賃貸業並びに輸出入
- (23) 衣料品、文房具、靴、履物、鞆及び家具類の製造、加工、販売及び輸出入並びに家庭用品の加工、販売及び輸出入
- (24) 食料品、化粧品、医薬品、医薬部外品及び健康器具、医療機器の製造、加工、販売及び輸出入並びに家庭用品の加工、販売及び輸出入
- (25) 計算機器、光学機器、通信機器、時計、眼鏡、宝石及び貴金属の加工、製造、販売及び輸出入
- (26) 学習教材、事務用機器、楽器、自動車及び自転車の加工、製造、販売及び輸出入
- (27) 小型船舶及びボート、ヨットの製造、加工及び販売
- (28) はり、灸、マッサージ、指圧、柔道整復の施術所の経営
- (29) 温泉浴場施設及びサウナ風呂の経営
- (30) 総合警備保障業務
- (31) 障害児通所支援事業
- (32) 障害児入所施設の経営
- (33) 保育所の経営事業
- (34) 通所デイケア事業
- (35) ケアホームの経営事業
- (36) 特別養護老人ホームの経営事業
- (37) 上記各項目に関する企業及び個人の経営指導及び業務委託

(38) 上記各項目に附帯関連する一切の事業

3 市との関係

(1) 市出資額

該当なし

(2) 役員の兼務等

該当なし

宝塚市国際観光協会

第1 監査等の種類

財政援助団体監査

第2 監査等の対象

宝塚市国際観光協会（以下「国際観光協会」という。）における主に令和4年度の市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

1 観光宣伝事業補助金	15,739,627円
2 国際観光協会補助金	4,940,162円
3 宝塚魅力体験事業補助金	165,291円
4 宝塚観光プロモーション事業補助金	9,014,988円

第3 監査等の期間

事務局監査 令和5年10月 2日から令和5年11月29日まで

監査委員監査 令和5年11月29日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

財政的援助に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていた。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第 7 国際観光協会の概要

1 目的

国際観光協会は、宝塚市の観光、史蹟ならびに郷土民芸品等の紹介宣伝と観光客の誘致に努め、宝塚市の繁栄と文化の向上に寄与することを目的に設立されています。

2 事業

- (1) 観光事業の調査研究ならびに情報の収集
- (2) 観光観念の普及ならびに啓蒙宣伝
- (3) 観光施設の計画ならびに整備と利用の促進
- (4) 観光資源の開発ならびに保存
- (5) 観光印刷物の発行ならびに事業の開催
- (6) 研究会、講演会、展覧会等の開催
- (7) 観光土産品の改善指導と紹介斡旋
- (8) 中央ならびに地方官公庁への要望および観光事業諸機関との提携
- (9) 国際観光事業の推進および指導者、後継者となる人材の育成
- (10) その他協会の目的達成のため必要な事項

3 市との関係

(1) 市出資額

該当なし

(2) 役員の兼務等

常任理事（市産業文化部長）

理事（市産業文化部宝のまち創造室長）